

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
介護・訓練支援用具	給付 特殊寝台	原則18歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	給付 特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)又は知的障がいの程度が重度、最重度の者で、原則3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	給付 特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)で、原則学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は、介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	給付 入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)で、原則3歳以上の者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	給付 体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)で、原則学齢児以上の者	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	給付 移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、原則3歳以上の者	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	給付 訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上、18歳未満の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	給付 訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上、18歳未満の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	154,000

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
自立生活支援用具	給付 入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者で、原則3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000
	給付 便器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則学齢児以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	9,850 (本体のみ 4,450 手すり 5,400)
	給付 頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする児・者又は知的障がいの程度が重度、最重度であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する児・者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護する性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年	A 15,656 B 37,852
	給付 つえ (T字状・棒状)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	立位、歩行時に身体を支え、安定できる十分な強度を有するもの A 主体:木材 外装:ニス塗装 B 主体:軽金属	3年	A 2,310 B 3,150 夜光材付の場合410増(全面夜光材付1,200増) 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合260増
	給付 移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること (ア)障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (イ)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000
	給付 特殊便器	上肢障害2級以上又は知的障がいの程度が重度、最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な児・者で、原則学齢児以上の者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200
	給付 火災警報器	障がい等級2級以上又は知的障がいの程度が重度、最重度の児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	給付 自動消火器	障がい等級2級以上又は知的障がいの程度が重度、最重度の児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	給付 電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は知的障がいの程度が重度、最重度の者で原則18歳以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	給付 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
給付 聴覚障がい者用屋内信号装置	原則18歳以上の聴覚障害2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触感等により知覚できるもの	10年	87,400	

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
在宅療養等支援用具	給付 透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で、原則3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	給付 ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の者又は同程度の身体障がい児・者であって、医師が必要と認めた者	障がい者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	給付 電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上の者又は同程度の身体障がい児・者であって、医師が必要と認めた者	障がい者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	給付 酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者で原則18歳以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	給付 盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)で、原則学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	給付 盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)原則学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
情報・意思疎通支援用具	給付 携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者で原則学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章を変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	給付 情報・通信支援用具	上肢2級以上又は視覚障害2級以上を有し、パーソナルコンピューターの使用にあたり、特別な周辺機器やアプリケーションソフトを必要とする者で原則学齢児以上の者	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト	1度限り	100,000
	給付 点字ディスプレイ	原則18歳以上で、視覚障がい者及び聴覚障がい者の重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
	給付 点字器	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	点筆を含み、点字を紙に刻むことができるもの 標準型A: 32マス18行両面書真鍮板製 標準型B: 32マス18行両面書真プラスチック製 携帯用A: 32マス4行片面書アルミニウム製 携帯用B: 32マス12行プラスチック製	標準型: 7年 携帯用: 5年	標準型A 10,712 標準型B 6,798 携帯用A 7,416 携帯用B 1,699
	給付 点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	63,100
	給付 視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの または ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
	給付 視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、原則学齢児以上の者	文書情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	給付 視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
	給付 盲人用時計	視覚障害2級以上 なお、音声時計は、手指の感覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする 原則18歳以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	触読 10,300 音声 13,300
給付 聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5年	71,000	

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
情報・意思疎通支援用具	給付 聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者で原則学齢児以上の者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの	6年	88,900
	人工喉頭	音声言語機能障がい者(喉頭摘出者)	笛式の場合は、呼気によりゴム等膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの 電動式の場合は、顎下部等に於て電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式: 4年 電動式: 5年	笛式:5,150 電動式:72,203 (気管カニューレ付きとした場合は3,100円増し)
	貸与 福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(18歳以上、市民税非課税世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの	—	—
	貸与 ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話[難聴者用電話を含む]によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(18歳以上、市民税非課税世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの	—	—
	共同利用 視覚障がい者用 ワードプロセッサー	視覚障がい者で、原則学齢児以上の者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができるもの。	—	別途定める
	給付 点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書(雑誌を除き、原則年間6タイトル又は24巻程度)	—	一般図書価格との差額

日常生活用具給付等事業の対象となる品目

種目	品目	障がい及び程度	性能	耐用年数	上限額(円)
排泄管理支援用具	給付 ストーマ装具	ぼうこう・直腸障害を有する児・者	蓄尿袋・蓄便袋・皮膚保護剤	—	ぼうこう機能障害 11,639(1ヶ月あたり) 直腸機能障害 8,858(1ヶ月あたり)
	給付 紙おむつ等	二分脊椎による排尿便機能障害児・者 脳原性運動機能障害児・者でトイレでの排泄が困難で便意尿意の伝達が不可能な療育手帳A判定を受けた者 ストーマの著しい変形、もしくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できない者	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品	—	12,000(1ヶ月あたり)
	給付 収尿器	肢体障がいを有する児・者で尿意が無いなどのため、収尿の必要がある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付属しているもの A: 男性用普通型(ラテックス製又はゴム製) B: 男性用簡易型(ラテックス製又はゴム製) C: 女性用普通型(耐久性ゴム製採尿袋を有するもの) D: 女性用簡易型(ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付)	1年	A 7,931 B 5,871 C 8,755 D 6,077
住宅改修費	給付 居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)で、原則として学齢児以上の者	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1度限り	200,000

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。